

部活動に係る活動方針

令和4年4月

阿見町立阿見中学校

I 「阿見町立阿見中学校の部活動に係る活動方針」策定の趣旨

- 「阿見町立阿見中学校の部活動に係る活動方針」は、本校における部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツ、文化的活動を主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- ・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。
- ・ 学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること

- 学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに「県運営方針」、「町運営方針」に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。
- 学校は、「町運営方針」並びに「阿見町立阿見中学校の部活動に係る活動方針」に基づく部活動に関する改革の取組状況について、阿見町教育委員会に対して報告・説明を行う。

Ⅱ 新たな部活動に向けての学校の活動方針

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

◇部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 部活動は、顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会や保護者会、ホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

◇校長は、「県運営方針」並びに「町運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

また、顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

（1）部活動の方針の策定等

校長は、「阿見町立阿見中学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページへの掲載等により公表する。

※ここでいう「活動計画」とは、顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

（2）部活動の指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。
- イ 部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会（仮称）」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。
- ウ 校長は、各部活動の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 近隣の学校間における連携や、中学校と高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 顧問は、科学的な見地に基づき、最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施することが必要である。

さらに、計画（Plan）前に、調査（Research）、計画の目標（Object）等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

1. Plan（計画）… 実績や生徒の実態に応じて作成
2. Do（実施・実行）… 計画に沿って安全に実施
3. Check（点検・評価）… 実施状況や効果・成果を点検・評価
4. Action（処置・改善）… 実施計画の見直し・改善

エ 顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。

（２）運動部活動用指導手引の普及・活用

運動部顧問は、茨城県中学校体育連盟から配付された中央競技団体作成の指導手引を活用して、３（１）に基づく指導を行う。

（３）熱中症事故の防止

ア 学校は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防の運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

イ 校長は、高温や多湿時において、大会や練習試合、練習等が予定されている場合、参加の辞退や練習試合、練習の中止等、柔軟な対応を行う。また、やむを得ない事情により参加・活動する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

◇部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、科学的見地からのジュニア期における活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

- 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加や練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。) 原則として毎週の木曜日を休養日とする。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁日等も含め少なくとも連続5日間の休養期間(オフシーズン)を設ける。
(夏季休業中の閉庁日、年末年始休業中の12月27日から1月5日を休養日とする。また、夏季休業中の活動日が25日を超えないこととする。)
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。(ただし、「2時間程度」、「3時間程度」とは、「本練習に係る時間」とする。)
- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。
- 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間

にこそ、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする必要がある。(活動時間や活動場所の変更を必要とする顧問は、予め校長に届け出るとともに、保護者に対して変更期間、活動時間、活動場所等を周知し、下校時の安全を確保する。)

○校長は、「阿見町立阿見中学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「町運営方針」に示された基準を踏まえるとともに、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。

○なお、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験の実施前3日間、実力テスト前日を休養日として設定する。

○生徒が、部活動後もしくは休養日において、自主的に地域のスポーツクラブや少年団等に参加することは規制しない。ただし、顧問が、地域の指導者としてスポーツクラブや少年団等の活動に恒常的に参加することはできない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

◇学校は、各部が参加する大会・試合等を把握し、生徒や顧問の負担が過度とにならないことに考慮して、参加する大会・試合等を精査することとする。

○校長は、茨城県中学校体育連盟及び阿見町教育委員会が定める大会数の上限の目安(県総体・県新人大会を含め、1ヶ月当たり1大会程度とすることが望ましい)等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会が年間12大会を超えないよう精査する。